

議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成28年3月22日（火）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

（1）改定に係る提案の取り扱いについて

西沢委員長

今日はお忙しい中、議長にもご出席いただいております。後でご発言をいただきたいと思っております。それでは、前回2月5日までに27条すべてについて大体の方向性を決めたので、それについて確認を行います。事務局から今までに決まった内容について、説明をお願いします。

事務局

お手元の資料に沿ってご報告させていただきます。まず、前文につきましては、全会一致を前提とした制定時の経過を踏まえ、現行どおりとすることを確認いただいております。それから、第3条、議会の活動原則に関しましては、議長・副議長の選挙の関係について協議されました。そちらについては、これからまとめていただきます報告の中で意見を付記するというので、確認いただいております。第6条につきましては、新たに第3項として、多様な意見交換の場を設け、広聴活動の充実に努めるものとするという条文を追加する、ということで確認いただいております。なお、第21条における、広聴、広報との関係の整合性を後ほどご協議いただければと思っております。それから、第8条、意見提案手続に関しては、議

会運営委員会からも協議をお願いされていた部分ですが、こちらは現行どおりということを確認いただいております。次に、第9条は、第1号につきましては現行どおり、そしてこの委員会での協議の内容に関して、意見があったことを明記するという確認いただいております。第2号の反問権につきましては、現行の規定どおりとし、議会運営委員会の確認事項も現行どおりとすることで確認いただいております。続いて、第10条、閉会中の文書による質問ですが、こちらは現状の事務手続きに即して第2項、第3項として新たに規定するという確認いただいております。それから、第11条、議会審議における論点情報の形成につきましては、新たに第3項に予算の関係として、議会が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議するという提案をいただいておりますが、参考にしている名古屋市会の運用例をあらためて確認し、協議中となっています。続いて、第12条、議員間の自由討議につきましては、現状のままということで条文は変えませんが、実態に合わせるように趣旨及び解釈で、今回ご協議いただいた内容を踏まえた解説を加えていくという確認をいただいております。第13条、政策討論会、こちらは条例案文をもとに規定していくということで、方向性を確認していただいております。次に、第14条、委員会の運営ですが、これにつきましては協議の内容を趣旨及び解釈に加えていくということで確認いただいております。第17条、議員研修の充実強化につきましては、第2項の議員研修会の主体というところで、議会に加えて委員会、というご協議もありましたが、主語については

現行どおりとすることで確認いただいております。なお、実施の主体や回数については、報告の後、議会運営委員会で要綱の作成について検討いただくような意見を申し添えることとしております。第18条、議会事務局ですが、見出しを議会事務局の機能強化にあらため、第3項として、この後の政策研究機関との関係も含めまして、研究機関等との連携を図る旨の規定を設けていただくということで方向性を確認いただいております。第21条、議会広報の充実は、先ほどもございましたが、新たに広聴広報委員会が議会基本条例制定後に設置されたことを踏まえ、こちらの案文のような全文の改正をしていただくという方向性を確認いただいております。現在会派持ち帰りとなっております。続いて、第23条、附属機関の設置、こちらにつきましては現在協議中でございますが、第2項で政策研究機関を設置することができるという規定を加えたらどうか、ということでご協議いただいているところでございます。以上の条項につきまして、方向性も含めて確認いただいたものでございます。

西沢委員長

持ち帰りを含め、協議中となっていたものについてあらためて協議したい。まず、第11条の第3項として、議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議する。という条文を加えたほうがよいという提案について、これは名古屋市会の議会基本条例を参考にしているが、現状では名古屋市会もこの条文に基づいた条例、予算提案と言うのは1件あったとのこと。ただ、協議の中ではあえてここに規定しなくて

もよいのではないか、という提案もありました。これについては協議中となっているが、どのように取り扱っていくべきか、ご意見をいただいて確認したい。自由民主党・無所属の会は、あえて入れなくてよいという立場だったか。

入沢委員

そうです。

西沢委員長

他の会派はいかがか。これについては、削除することよろしいか。

桑島議長

これは市長を守るための条文だが。

赤川委員

公明党はよろしいか。

西沢委員長

皆さんの同意が得られなければ結構です。

桑島議長

市長のためになる条文だが、本当に外してしまってよいのか。これがなければ、議会はいろいろなことができる。以前、予算を伴う条例案の修正のときに、市長と協議せずにできた。この前例踏襲ということでよいのか。

石原委員

協議せずに、予算を伴う条例ができるということか。

桑嶋議長

以前やったことがある。これがあれば、市長はちょっと待ったと言えるのに、これがないと多数決で決まってしまう。

石原委員

地方自治法第222条第2項の規定があるが、これは関係ないのか。

桑嶋議長

それは関係ない。以前、実際にやったことがある。

西沢委員長

事務局でその辺りの事例は把握しているか。

事務局

石原委員ご案内の地方自治法第222条につきましては、長の責務となっております。ただ、この趣旨に鑑みて、条例改正については予算を伴う場合については予算上の措置が講ぜられるべきということで、議会についてもできることならば市長と協議、あるいは予算上のことを踏まえたうえで条例の改正等を行うということで、必ずしも直ちに法律違反には当たらないと考えます。

桑嶋議長

増額修正は遠慮しましょう、という行政実例はあるが、増額修正は福岡県田川市も行っているし、減額修正に至っては協議の必要もない。議会の修正案も条例案だとするならば、やり放題ですよ、ということで市長にとってはこの条文を入れている方がよい。そのことをわかった上で、反対しているのか確認した。

石原委員

引き続き協議を行いたいと思うが、よろしいか。

入沢委員

新しい条項で協議をするということだが、市長からは再議の申し入れができるはずではないか。

桑島議長

市長の再議権は、市長が提出した予算案について再議請求できるが、それを使えばよいということか。そこまでいく前に、この規定があった方がいいのではないか。ないのは全く構わないが、市長にとってはあった方がよい規定だと思うので、確認だけはしておきます。

入沢委員

しかし条文の追加には反対です。

石原委員

少し待ってほしい。

西沢委員長

それでは会派へ持ち帰り、再度協議を行うことでよろしいか。

(委員了承)

続いて、第21条、議会広報の充実について協議します。議会広聴広報の充実ということで、「広聴」を入れるということが確認され、第1項、第2項について条例案文があります。第2項は持ち帰りとなっていました。各会派でご意見はありますか。

石原委員

ご提案の趣旨の、「広報」を「広聴広報」にすることについては、必要性があると思うので賛同します。広聴広報委員会を設置ということについては、他の常任委員会がここで規定されていない中で広聴広報委員会だけが規定されることにやや疑問が残ります。

西沢委員長

第2項については反対ということか。

石原委員

第2項の前半の文言については必要性を感じますが、後半は広聴広報委員会の設置まで書き込まなくてもよいのではないかと、という意見です。

西沢委員長

常任委員会が議会基本条例で規定されていないにもかかわらず、広聴広報委員会だけを議会基本条例で明記するというのはいかがなものか、ということですね。民主ネットリベラルの会からの提案だが、赤川委員はいかがか。

赤川委員

前回、事務局から説明があったと思うが、常任委員会は委員会条例で既に定められている。ただし、広聴広報委員会は常任委員会と性格が違っているので、同じ扱いで定めることができない。これはどこにも定められていないので、どこかに定めなければならない。

入沢委員	例えば、常任委員会は条例で定められている。これと同じように、広聴広報委員会を他の要綱などで定めることはできると考える。
事務局	条例上の定めではございませんが、会議規則第162条の中で、協議の場、ということで別表に広聴広報委員会がございます。
赤川委員	正式に定められているとは言えないと思う。
事務局	第162条は、協議の場ということでございます。地方自治法上、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の規定がございまして、所沢市では委員会条例において、3つの委員会を規定しています。広聴広報委員会は、協議の場、ということの位置付けにより、会議規則において別表に規定しております。
西沢委員長	広聴広報委員会を、別表による位置付けにしていなくて他にあるか。議会基本条例に定めているところもあると思うが、いかがか。
事務局	地方自治法や条例に定めのない協議の場につきましては、議会基本条例に規定することで、議会の機能の意思を表明していることは推測できます。

赤川委員

広聴広報委員会を、形として常任委員会にしているところもある。

西沢委員長

前回の協議の中でも、赤川委員から広聴広報委員会の位置付けについて、きちんと今後の広聴広報活動のことを考えると、この委員会を位置付けるべきではないかとの提案があった。それに対して、入沢委員からは趣旨は分かるけれども、別の方策で考えられないかという提案があった。そういう提案があったので伺いたいが、別の方策とはどのような方策か。

入沢委員

別表で位置付けというのは軽んじられているような印象があるとの意見もあったが、具体的な考えは私も持ち合わせておりません。条例や要綱で位置付けられれば、議会基本条例に定めることはないのではと考えている。

西沢委員長

何らかの規定はした方がよいだろうという考えでよろしいか。

入沢委員

重要性は認識しています。

荻野委員

他の常任委員会等は、地方自治法に基づいて条例に定められているが、広聴広報委員会は定めがないので、基本条例に位置付けた方がよいと考えます。

矢作委員

同じ意見です。

桑島議長

それでは、広聴広報に係る機関を設置する、という表現ではいかがか。
機関とか、組織体とか、委員会という文言でなければよいのではないか。

石原委員

他の常任委員会が明文化されていない中で、広聴広報委員会のみがある
ことに違和感があります。

桑島議長

常任委員会は、法律で設置が認められているものである。

赤川委員

ここに規定したからと言って、常任委員会より上位になるということ
はない。

西沢委員長

常任委員会は、地方自治法第109条で規定されています。

桑島議長

法律に規定されているものを再掲するやり方もあるだろうし、委員会と
いう文言が使えないなら、委員で構成する広聴広報機能を持つ、などでも
よいと思う。

入沢委員

あまりきれいではないですね。

桑島議長

それなら委員会でよいのではないか。ただ一つ問題に思うのは、議会規則上、広聴広報委員会の定義をしていないことであるが、現在どのようになっているか。

事務局

所沢市議会会議規則別表第162条関係に広聴広報委員会の規定がございます。目的として、議会の広聴広報及び議会図書室の運営について協議又は調整を行うとあります。

赤川委員

この委員会を作ったとき、委員会条例には定められないということで、いずれはと思っていた。そのため、基本条例を改定するときに追加したいという考えがあった。

西沢委員長

議会改革がいろいろな自治体で進む中で、広聴広報活動が活発になってきたという経緯があると思う。その中で、きちんとした条例上の位置付けをした方がよいという問題意識で他自治体が、「では、それがどこで出来るのか。」と考えたときに、議会基本条例が一番適当なのではないかということで、現実として規定しているところがあるという状況だと捉えている。制定時には、まだ議会報・図書室委員会だったために議論が出なかったのだろうが、所沢市議会がいろいろな活動をしてきた中で、改定を機によいのではないかという議論が出てきたのではないか。

入沢委員

常任委員会が地方自治法で定められ、一方で広聴広報委員会の定めがないということは理解できる。会派としては、議会基本条例上に委員会の定めが他にないので、あらためて追加の名称を入れるということに違和感がある。

桑畠議長

それでは、委員会ではなくて、広聴広報に関する機関を設置する、ではいかがか。

入沢委員

持ち帰って会派で協議したい。

桑畠議長

どんな表現がよいか。

事務局

会議規則上、議会内の協議の場、という位置付けでございますので、協議機関などになりますでしょうか。なお、議会基本条例の中では、第15条に議会運営委員会についての規定がございます。

西沢委員長

それでは持ち帰り、検討することよろしいか。

(委員了承)

次に、第23条について、政策形成に資するための研究機関を設置する、という条文を入れようという提案がありましたが、これについて新たな動きが今議会中に入ったようなので、議長からご説明いただきたい。

桑畠議長

このことについては、ぜひとも特別委員会からご提案いただきたかったのですが、取り巻く状況が早く進みました。早稲田大学との連携協定について、実際の協議の体制を作っていかなければならないということです。早稲田大学は市とも連携協定を結んでいますが、市も窓口を作っていない状況であり、この4月から早稲田大学の担当の方を議会の仕組みに取り込むため事務局と相談したところ、所沢市議会政策研究審議会条例を制定してはどうか、ということになった。また、早稲田大学では、市議会を担当される方が決まっており、市議会と大学で既に提案が一つずつ出されることが決まっているので、早く取りかからなければならなかった。政策研究審議会条例ということで、研究機関とは少し違いますが、早稲田大学の先生に委員として審議会に加わっていただくことで、代表者会議、議運の委員長、副委員長にご了解をいただいております。申し訳ありませんが、先行することで話が進んでおりますので、こちらは取り下げます。

西沢委員長

このようになっているそうです。そうすると、今回の政策研究審議会条例が第23条を根拠とした位置付けになるので、研究機関設置というのは先延ばしということになり、次回の改定時に検討するとし、今回、第23条はこのままということで、いかがでしょうか。

矢作委員

審議会条例を先につくっておいて、今回は入れないけれども、つぎの改

定の時に入れていくということか。

西沢委員長

パートナーシップ協定は既に結んでいるので、6月以降になると間延びしてしまうということもあり、今定例会で提案される見込みだそうです。

石原委員

議長に伺いたいが、この審議会条例は第23条を根拠にしているとのことだが、名称はなぜ政策研究審議会条例に落ち着いたのでしょうか。

桑島議長

市が外部の有識者を委員として迎える仕組みとして、審議会というものがあります。パターンとしてこういったものがあるので、シンプルな形でご了解いただこうというものです。条文についても、審議会条例の条文のつくりになっています。詳しくは、会派の代表に見せてもらってください。

入沢委員

名称に、研究所を入れる案はなかったのか。

桑島議長

入れるのもまたよいと思うが、オーソドックスな方法がご理解、ご賛同を得やすいただろうと考える。

事務局

このあと、議会運営委員会でご提案させていただきます政策研究審議会条例は、第23条附属機関の設置に根拠を置いてあります。したがって、議長のおっしゃるとおり、外部の有識者等に議会から諮問する形式で

審議をしていただき、答申、一定の成果をいただきます。今回、議会基本条例改定に関する特別委員会の中で当初ご協議いただいたのは、議員、事務局云々ということもありましたが、先ほどの議長のお話のとおり、時間的な問題もございまして、今回は附属機関の設置をもって、早稲田大学とのパートナーシップの合議体として設置しようということでご提案いただいたものでございます。

桑畠議長

付け加えると、総務経済常任委員会で継続案件になっている地域防災について、これも形を作って提案するルートをつくらないと、ずっと宙に浮いたままとなる。早稲田大学からの提案についても、審議会をつくって諮りたい。きちんと議会として提案をする、審議会としていただく、というプロセスをつくらなければならない。

西沢委員長

第23条については、そのままということによろしいか。

(委員了承)

持ち帰った事項や2月5日まで協議した内容は以上となりますが、新たに皆様から提案のありました5つの項目について、まず初めに、今後、協議の対象にするかどうかを決めたいと思っております。皆様から提案のあった新規事項の1点目が災害対応です。今、要綱はつくっておりますけれども、これを条例上に載せていくということです。それから2点目が、通

年議会の条項を入れるかどうか。3点目が、議会モニター制度を入れるかどうか。4点目が議決事件の追加、5点目が他の議会との交流や連携の規定を設けるかどうかということで、以上5つ提案がありました。具体的なやり方等については、この委員会の中で協議をすることにはならないと思いますので、これらの条項を入れるか、または入れないのかということだけでも本日決めておいて、仮に条例上に規定するというのであれば、次回までに条例案をつくって皆様にお示しをし協議を進めたいと思っております。まず初めに、災害対応についてはいくつかの会派から御提案がありました。公明党からは、議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。必要な事項は別に定めるという条例案が出ております。民主ネットリベラルの会からは、災害時は議長を中心に議会に対策会議を招集し、執行部との情報共有を図り、適切な対応について協議し市民の安全確保と減災に努めるという条例案が出ております。その他に、至誠自民クラブや自由民主党・無所属の会からも提案が出ております。これについては、入れるということでしょうか。

(委員了承)

条文案につきましては、次回までに考えます。次に、通年議会を入れるかどうか。これについては、公明党、民主ネットリベラルの会、至誠自民クラブから提案がありました。自由民主党・無所属の会は慎重な姿勢ですが、通年議会についてはどうですか。

入沢委員	<p>通年議会の規定を議会基本条例に入れなくても、別のところで規定できると思う。我が会派としては、新規規定として条例に入れるというのは、まとまっていないのが現状である。</p>
西沢委員長	<p>今の自由民主党・無所属の会の意見に対して、質問等がありますか。</p>
赤川委員	<p>他に定めると先ほどもあったが、条例に定める以前に、通年議会そのものに対してはどうか。</p>
入沢委員	<p>通年議会そのものについて、当然やっていいという考えもありますが、現状ではまとまっていない。</p>
赤川委員	<p>通年議会にもいろいろなパターンがあり、それによって、メリット、デメリットがあつて、事務局も多分準備していると思う。現状、所沢市議会は閉会中の審査を積極的にやっており、そういう意味では、これ以上委員会の回数が増えるかといったら、必ずしもそうではなくて、費用弁償に関しても発生していない。そういうメリット、デメリットについて、会派でいろいろ話した上で必要ないということか。</p>
石原委員	<p>事務局が準備しているというのは、何を準備しているのか。</p>

赤川委員

もしかしたら、準備しているのかなということです。

石原委員

何を準備されているのですか。

西沢委員長

準備していません。

赤川委員

そうですか、わかりました。

入沢委員

現状、常任委員会でも政策討論会を行ったり、視察や閉会中の審査に關してもいろいろとやっており、実際は通年議会のような形と言えるのではないか。実際、これを入れたからといって、議会の日数が多くなるということはないし、変わらないこともわかっているのですが、通年議会という名称に対しアレルギーが強く、そういうものを議会として規定し、所沢市議会でも通年議会をやるんだという、ある種のアドバルーンを打ち上げるのには抵抗がある。逆に言えば、通年議会に改めてアドバルーンを打ち上げなくても、通年議会的なものをどんどん自主性に任せて行えばいいのではないかと思っております。

西沢委員長

ここに定めなくても、別の方法で通年議会はできるのではないかという意見をお持ちのようだが、議会基本条例に定めたからといって、必ずしも

通年議会をやらなければいけないとも限らないと思う。条例上に定めておくことによって、通年議会を協議するときの根拠になるし、そういったものを所沢市議会の意思として持っているんだということを表明する意味では、条例上に規定しておくことは大事だと思う。ただ、やるか、やらないかというのは、ここで協議すべき課題ではなく、多分議会運営委員会等でやることになるのではないかと思う。そうすると、やる意思が全くないということであれば、議会基本条例上に定める必要はないけれども、やる意思が多少なりともあるにも関わらず、議会基本条例上は定める必要もないんじゃないかというようなことであれば、その考えはどの辺にあるのかお聞きしたい。

入沢委員

ここに規定しなくても、別の方策で通年議会的なものを定めてもいいのではないかというのは私個人の考えで、我が会派としましては、委員会の自主性により閉会中も活発に審査をされ、実質的に通年議会のような形になっているのはいいのだけれども、通年議会というアドバルーンを打ち上げてやっていくということに対しては、反対していこうと決まりました。

西沢委員長

自由民主党・無所属の会としては、通年議会そのものに反対であるという考え方でよろしいか。

入沢委員

結果的には、そうですね。

西沢委員長

今後とも、通年議会には反対していくということか。

入沢委員

我が会派としては、どんどん閉会中の審査を行い、通年議会と同程度の審査をやるべきとの考えを持っていますが、通年議会と言う名称に関しては反対です。

赤川委員

通年議会という言葉が嫌なら、通年会期と呼んでもいい。通年議会の背景はいろいろありますけれども、災害時の対応というものを考えたとき、1つにはいざ災害というときに議会を招集するのは難しいということがあるし、2つ目には専決処分で、中には国保とか結構大きい予算を専決したということもあった。そういうことを考えると、通年議会なくしてどうやってやるのか、他にどういう方法があるのか伺いたい。

石原委員

それに対して伺いたいのは、災害時、議会を招集することが大変難しいとおっしゃっていたが、そうなのか。

赤川委員

臨時議会を招集する手続きがあるが、通年会期にしておけば、それがなくてすぐに議会なり委員会が開けるということです。

石原委員

その手続きで何日かかかってしまうということか。

赤川委員

そうです。

入沢委員

そんな何日もかかるものなのか。

事務局

こちらからも請求はできますが、招集につきましては市長の専任事項となっております。ですから、招集されない限り議会としての対応は困難ということで、議会運営委員会で視察をしました滋賀県大津市議会では、平成25年夏の台風18号による災害、それからいじめ問題のときに、議会としては閉会中の特定事件として委員会を開く等々しかできなかつたということも踏まえて、通年議会の議論が出たと伺っております。通年議会の1つのメリットとしましては、会期をほぼ1年とすることで、現在定例会としている部分については定例会として行いまして、その間は閉会ではなく休会という形になりますので、いつでも議会を開くことができるということがあります。また、市長の専決処分につきましても、市長からこういう事項があるということで議長に申し出ていただければ、議長は可能な限り早急に議会を開くことができるということがあります。先日視察を行いました大阪府大阪狭山市議会等々の例もありますけれども、市長からどのぐらい日時をいただくかとか、内々に打診をいただくかといったことは、今後の運用ではないかと考えております。

西沢委員長

要するに、通年だから次の定例会を待たなくても、議会を開いて条例提案等ができるということで、今回の基本条例の改定にしても3月議会に間に合わないから、次の6月議会まで提案できない。通年議会だったら、4月に集まってもらって上げるとか、スピード感のある議会運営が可能かなというのはある。

荻野委員

この委員会は議会基本条例改定に関する委員会ということで、通年議会を实际やるかどうかというのは、ここで決めるものでもないのかなと思う。議運からは、その辺も含めて投げかけられているのか。

西沢委員長

議運では、課題は出ていないです。

荻野委員

議運もこのテーマで視察に行っている。最終的には議運で決めるのかもしれないが、その辺の議論もどこかでしていただいたほうがいいのかなと思う。

入沢委員

非常に重たい課題だと思う。基本条例の中に入れるということに関して、6月には間に合わないかもしれませんが、議運等でちょっと揉んでいただけないかなと思う。

西沢委員長

今回は、通年議会は入れないということですね。次に、至誠自民クラブ

から御提案のあった議会モニター制度ですが、これについてはどうですか。

入沢委員

広聴広報委員会で議論をされているということですが、そちらの議論はどうなっているのか。

荻野委員

広聴広報委員会では、前期からの申し送り事項の1つということで検討はしておりますが、こちらの基本条例のほうの扱いもあるので、今のところはその辺が定まってから細かいことについてはやっていきたいと思いますというような形になっている。議会モニターというのは、もともと制定のときに素案には入っていた条文なんです。ただ、当時はほかに議会報告会といったことも含めて、やっていなかったことを条文に盛り込んでしまったので、この部分については最終的には条文に入らなかったということもありますが、広聴広報委員会で今継続して検討している事項でもあるので、基本条例にできる規定ということで入れば、今後の広聴広報委員会の議論の方向性も、それを踏まえてある程度定まっていくのかなと考えております。

入沢委員

我が会派としては、そもそも議会モニター制度というものが公募なのか、それとも無作為抽出なのかということもありますし、そういうのを決めるのは議会モニター制度をやろうと決まったときになるのかもしま

せんが、その辺の中身がきちっと決まっていない段階で、議会モニター制度を新規条項として基本条例に入れるのはどうなのかなと思う。それに、新規条項として基本条例に入れれば、必ずもう議会モニター制度をやらなければいけないということになってしまう。別に基本条例に規定しなくても、要綱等でもできると思うので、条例そのものに入れるのはいかがなものかと思う。

荻野委員

現段階の提案としては、できる規定なので、条例に入れたからといって、必ずしもやらなければいけないといったものではないです。確かに条例に規定がなくてもできるものではあると思うが、仮に議会モニター制度をやるとなった場合に、ある程度これにかかる予算等も発生してくると思いますので、やはり条例に根拠があったほうが予算要求等もやりやすいというメリットはあります。条例になくてもできるということであれば、仮にそういう議論が進んだ場合には、ご協力いただくと大変ありがたいなと思う。

石原委員

大津市議会に視察に行ったとき、モニター制度に失敗してしまったという話もあったので、条例に規定するという議論にはまだ至らないのかなと思う。

赤川委員

これは広聴機能ということで、これを入れておくことはマイナスにはな

らないかなと思う。やり方によっては、もしかしてデメリットが出るのかもしれないが、やり方さえ間違えなければ市民の意見を反映させるとか、意見を聞くとか、日頃から常に市民とつながっているという意味では有効な手ではないかと思う。逆にデメリットがあれば、何なのか伺いたい。

入沢委員

政策討論会や議会報告会でのアンケート、またはネットを通じて議会に意見を寄せる方もおり、市民の意見を広く聞くというのは本当に千差万別であると思う。特に、議会モニターは詳細が明確でない中で、基本条例に定めるというのはどうなのかなと思う。政策討論会もそうですけれども、最初はとりあえず要綱みたいなものでやってみて、これは本当に必要だなということになったら、次回基本条例に入れていけばいいのではないかな。先ほど荻野委員もおっしゃっていましたが、予算化するときには確かに基本条例に位置付けられていたほうがいいと思うが、現段階ではちょっと時期尚早かなと思っています。

矢作委員

開かれた議会ということでは、やっぱり市でもいろいろモニター制度をつくっていると思いますが、議会としてもこういうものをつくっていくということが必要ではないかなと思う。

西沢委員長

自由民主党・無所属の会が反対でありますので、これは次回の改定るときにまた協議するというところでよろしいか。

(委員了承)

次に、議決事件の追加ですが、こちらは至誠自民クラブから御提案がありました。議決事件は現在別条例で定めていますが、これは議会基本条例の中に入れるということでしょうか。

荻野委員

そういうことではなくて、所沢市議会の場合は、所沢市議会の議決すべき事件を定める条例と言うことで別条例で定めているわけですが、そういった基本条例との関係性を明確にするために条文の形を整えようという趣旨で、三重県伊賀市議会等の規定を参考にして提案したものです。

西沢委員長

地方自治法第96条第2項の条文について、事務局からお願いします。

事務局

地方自治法第96条は、第1項において、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないとありまして、15項目にわたって規定されております。第2項においては、前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができるというように規定になっております。

西沢委員長

具体的には、条立てして入れるということか。

荻野委員

この条例案文では、第2項において、前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めるとしてありますが、別に条例で定めている部分が議決すべき事件を定める条例につながっているということで、そういった関係性を明確にするための条文になっています。

西沢委員長

別条例で定めた意図が明確になるような規定を、基本条例上に定めてはどうかということか。

荻野委員

他の市議会においては、基本条例の中に議決すべき事件を定める条例の内容を入れ込んでいるところもありますけれども、所沢市の場合はもともとのがつくりが別条例ということがあります。

西沢委員長

これについては、いかがですか。

入沢委員

我が会派としては、他のところでできることは、あえて基本条例に入れなくてもいいのではないかというのが根底にある。この議決事件の追加も別に条例があり、その根拠をこちらに入れるというのはわかるが、そもそも根拠は地方自治法に規定されているわけだから、あえて入れなくてもい

いのではないか考える。

西沢委員長

所沢市議会が議会基本条例をつくったときに、あえて議決事件を別条例で定めた。他自治体の基本条例を見ると、基本条例上に定めているところもあるが、所沢市はあえて別条例で定めたわけだが、その意図というのは何かあったのか。

荻野委員

基本的には、基本条例はあまりいじくり過ぎない方がいいということがあった。基本条例の中に入れ込んでしまうと、追加や削除の際、どうしても手続きが発生してしまうので別条例で定めた。

西沢委員長

そういった意図で別条例で定めた経緯が1つと、あえて別条例で定めたというのをわかりやすく体系上示す意味で、こういう規定を基本条例の中に入れた方がいいのではないかとということで、これを入れたからと言って、どんどん別条例の中に新たな議決事件を追加する根拠にしようということではないという理解でいいか。

荻野委員

そうです。条文のつくりとして、ここに入れた方がわかりやすいということか、きれいかなということですか。

桑島議長

自由民主党・無所属の会としては、「積極的に」という言葉を抜けばい

いのか。これは条例のつくり、わかりやすさの問題で入れているわけで、議決事件の追加はこれ以上理論的にはありえない。議決事件を拡大し過ぎると、実はその議決に縛られて後で議論ができないということがわかり、結局2つに落ち着いた。そうしたことから、これは議決事件を増やそうという条文ではない。そういう懸念があるなら、「積極的に」を削ってもいいし、「検討」という言葉も何かいい表現があったら変えてもいい。それで納得いただけるなら、1回会派に戻ってご検討いただきたい。

入沢委員

これについては、一度会派に持ち帰らせていただきたい。

西沢委員長

次に、至誠自民クラブ御提案の交流及び連携についてはどうですか。

石原委員

以前、荻野委員に、具体的に交流というのはどんなことを念頭においているのかと質問したときに、ちょっとまだイメージはつくっていないということでしたが、何かその後ありますか。

荻野委員

特にイメージはつくっていないと言った記憶はありませんが、もともと三重県の基本条例にこういう趣旨の条文があり、そこから派生している条文なんです。それで、議会間の連携としては、岩手県久慈市議会と千葉県袖ヶ浦市議会、三重県鳥羽市議会と兵庫県三田市議会の事例があります。

荻野委員

今回の提案趣旨としては、所沢では消防が広域化されたが、今後他の課題でも近隣を中心に連携の必要性が出てくることもありますし、例えば多摩モノレールの延伸という話題が出たときに、都内の議会との連携の可能性もあるかもしれない。基本条例の中にそういった規定があれば、そういったことが出てきて予算的なものが必要となった場合に、条例上根拠があった方が動きやすいということもあるので、提案させていただいた。

西沢委員長

これについてはどうでしょうか。

(委員了承)

災害対応と議決事件の追加と交流及び連携については、次回までに条文案を作成して皆様に見せて議論を行いたいと思います。その他、意見とか条文にするというようなことも含めて、まとめたものについては次回に案文をお示しして、協議を進めたいと思っております。今後の委員会の進め方ですが、できれば4月に今回の内容をもとにまとめたものを次回の委員会で皆様にお示しをして、そこでまとめたいと思います。そこで、次回の委員会は4月の初めにくらいにやりたいと思っています。その後、4月に行われる議会運営委員会と合同審査という形をとって、その中で特別委員会でまとめたものを報告する場を設けてもらいたいと思っております。報告をして、議会運営委員会の中で我々が報告した条例案を承認してもらって、その条例案に基づいてパブリックコメントを5月初旬にやりたいと思います。それについては、広報の枠を取りました。ただ、パブリッ

クコメントについては、多分議会運営委員会が行う形になると思います。
パブリックコメントを行いそれに対する答えを公表して、6月定例会で改正案を提案していきたいなと思っております。そういうような工程でよろしいでしょうか。

赤川委員 公聴会的な、何か意見を聴く場をつくることも検討しようという話がちらりと出た気がしたが、どうなったのか。

西沢委員長 シンポジウムについては、次回までに考えます。

赤川委員 もう1つ、通年議会については自由民主党・無所属の会の反対により、先ほど入れないと決まったことではあるが、これは今回の改正の大きな目玉であり、議会運営委員会でも議論してきたので、1回議会運営委員会に投げかけるというか諮っていただくとありがたい。

事務局 通年議会に関しましては、議会運営委員会での協議事項という扱いにはなっておりましたが、こちらの特別委員会が設置されるということで、通年議会についてはこちらに協議をお願いしたという経緯がございます。ですので、こちらの検討の内容等については、何らかの形で御報告というのは、お考えいただくような形になろうかと思っております。

西沢委員長

ここでは取り扱わないということになりましたが、一応聞いてみます。

桑島議長

確認ですけど、第11条第3項について、先ほど入沢委員から再議という話がありましたが、議員提案した条例案について首長は再議はできましたか。また、三重県松阪市の事例があったと思いますが、事務局のほうでわかりますか。

事務局

再議につきましては、市長提出、議員提出による取り扱いの違いはなかったかと思います。三重県松阪市の事例につきましては、議会が反対多数で否決した案件に対し市長が再議を申し出ましたが、議長が行政実例をもとに再議の要件を満たしていないと判断し、再議を受け入れないこととした事例かと思います。

西沢委員長

(2) 次回の日程について

次回の委員会は、4月5日の午後1時30分より開催することによろし
いか。

(委員了承)

散 会 (午後3時7分)